



# 船橋市

# 子ども・子育で 支援事業計画









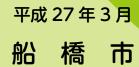
























# 7 子ども・子育て支援新制度がはじまります

「子ども・子育て支援法」等の成立により、すべての子どもと子育て家庭を総合的に支援していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から全国的にスタートします。「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や保育所、地域の子育て支援の充実を図るとともに、認定こども園や小規模保育事業等の普及をめざします。



# 「子ども・子育て支援新制度」とは

「子ども・子育て支援新制度」では、質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育て支援の充実に向けた取組が推進されます。

### 新制度の目的

### 認定こども園の普及促進

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ 「認定こども園」の制度を改善し普及 を図ります。

### 教育・保育の質と量の向上

地域のニーズに基づき、幼児期の学校 教育・保育の供給を計画的に進め、待 機児童を減らします。

### 地域の子ども・子育て支援の充実

「一時預かり」「病児保育」「地域子育て支援拠点」「放課後児童健全育成事業」等の、地域におけるさまざまな子育て支援を充実させます。

### 新制度の対象となる施設や事業



### 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり、病児保育、地域子育て支援拠点(子育て支援センターなど)、放課後児童健全育成事業(放課後ルーム) 等

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

### 保育所

就労などのため家庭で保育のできない保 護者に代わって保育する施設です。

### 幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための 幼児期の教育を行う学校です。

幼稚園については、新制度に移行する幼稚園となるか、移行せず現行制度のままの幼稚園でいるか、各園が決めることになっています。

### 地域型保育事業

0歳から2歳までの子どもに対して、認定こども園や保育所よりも少人数の単位で、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する事業です。

### 《主な事業》

### ●家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5 人以下)を対象に、保育を行います。

### ●小規模保育事業

少人数(定員6~19人)を対象に、保育を行います。

# 2 「子ども・子育て支援事業計画」とは?



新制度の開始にあたり、各市町村では幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援事業の見込量などを記載する「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。第1期の計画期間は平成27年度から平成31年度までとなります。

# 3 船橋市の「子ども・子育て支援事業計画」

船橋市の「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です!

# 計画の基本理念

# 「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育て できるまち・ふなばし」をめざして

船橋市では、「『子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念とし、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。この計画では、次の3つの視点から基本方針を設定しています。



# 3つの基本方針



次代を担う子ども一人ひとりが夢と希望を持って、 心豊かに育つことのできるまちをめざします。

すべての子どもが瞳を輝かせながら成長することができる 環境を整えます!



保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、 子育てのできるまちをめざします。

子育て家庭のニーズに応じた支援を、妊娠・出産期から 切れ目なく提供できる体制を整えます!



地域や社会を構成する一人ひとりが、 子どもや子育て家庭への理解を深め、 お互いに支え合えるまちをめざします。

子どもを産み育てやすく、子どもが安全で安心して 育つことができる環境づくりを進めます!

# 船橋市のさまざまな取り組み



# 基本方針 0



基本施策	主な取り組み	主な事業	
幼児期の学校教育・	幼稚園・保育所やそこに通う子ども を支援します。	<ul><li>教育・保育施設の整備促進</li><li>認定こども園への移行の推進</li></ul>	
保育の充実	保育所待機児童の解消のために、認可保育所や小規模保育事業等の整備 を進めます。	<ul><li>●小規模保育事業の展開</li><li>●家庭的保育事業の実施</li><li>●認証保育所の推進</li></ul>	
	教育・保育内容の充実や質の向上を 図ります。	<ul><li>保育士の確保</li><li>保育所第三者評価システムの活用</li></ul>	
	認定こども園の普及促進を図り、移行を支援します。	<ul><li>保育所における質の向上アクション プログラム</li><li>ほか</li></ul>	
子どもの 居場所 づくり	放課後ルームなど放課後児童健全育 成事業の充実や、放課後子供教室の 推進を図ります。		
	児童ホームを充実させます。		
障害児支援 の充実	特別な支援が必要な子どもの支援体制を整備します。	<ul><li>●発達支援保育等の充実</li></ul>	
	発達、就学に関する相談体制を整備 します。	<ul><li>・児童発達支援センターなど療育施設の充実</li><li>・障害児を対象とした預かり事業の実施ほか</li></ul>	



基本施策	主な取り組み	主な事業
母子保健の 充実	妊娠、出産期からの切れ目のない支 援を行います。	<ul><li>●妊婦健康診査・乳幼児健康診査など 各種健康診査の推進</li><li>乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは</li></ul>
	妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業な どを充実させます。	赤ちゃん事業)の推進 ● [はじめてママになるための教室]、「パパ・ママ教室」など母子健康教育の推進 ほか
親子の ふれあいの 場づくり	子育て支援センター、児童ホームなど地域の子育て支援拠点を充実させます。	<ul><li>●子育て支援センター・児童ホームにおける地域子育て支援拠点機能の充実</li><li>●子育て支援コーディネーターの配置ほか</li></ul>

基本施策	主な取り組み	主な事業
多様な 子育て支援 サービスの 充実	一時預かり事業や、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など多様な子育て支援サービスを充実させます。	<ul> <li>時間外保育事業(延長保育事業)の充実</li> <li>一時預かり事業の充実</li> <li>ファミリー・サポート・センター事業の実施</li> <li>子育て短期支援事業(ショートスティ・夜間擁護等)の充実</li> <li>病児保育事業の実施</li> </ul>
情報提供・ 相談体制の 整備	情報誌やホームページなどによる情報提供体制を充実させます。 地域の身近な場所で、相談や情報提供の生物を整合され	<ul><li>利用者支援事業の実施</li><li>情報誌やホームページによる情報提供</li><li>母子健康相談・育児相談・家庭児童相談・家庭教育相談など各種相談の充実 ほか</li></ul>
ひとり親 家庭等の 自立支援の 推進	供の体制を整えます。 ひとり親家庭等の相談機能・支援体 制を強化し、総合的な自立支援を推 進します。	<ul><li>●相談機能・支援体制の強化</li><li>●学習支援事業の推進</li><li>●就業支援事業の推進</li></ul>
経済的支援 の実施	児童手当や子ども医療費助成などによ り、子育て家庭を経済的に支援します。	<ul><li>・児童手当の支給</li><li>・子ども医療費助成事業の実施 ほか</li></ul>



基本施策	主な取り組み	主な事業
子育てを 支援する 地域社会 づくり	地域における世代間交流や見守り活動、子育て支援ネットワークの構築 を推進します。	<ul><li>子育てサロンの実施</li><li>民生委員・児童委員による支援</li><li>子育て支援ネットワークの構築 ほか</li></ul>
児童虐待 防止対策の 充実	児童虐待の発生予防・早期発見・早 期対応に努めます。	<ul><li>養育支援訪問事業の充実</li><li>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の充実</li><li>児童相談所の設置検討 ほか</li></ul>
仕事と 家庭の 両立支援の 推進	企業や市民に仕事と家庭の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の周知・啓発を行います。	<ul><li>男女共同参画促進のための講座等の開催</li><li>一般事業主行動計画策定の推進</li><li>ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発</li></ul>

# 計画の推進方策

「子ども・子育て支援事業計画」では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を「教育・保育提供区域」ごとに設定し、施策を推進していきます。

# 量の見込みとは

各市町村における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量(需要量)のことです。

# 確保方策とは

量の見込みに対応する教育・ 保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容と実施時期のことで、施設 や事業をいつ、どのくらい供給するかを示すものです。

# 量の見込み及び確保方策を設定するもの

### ◎教育・保育

- 教育・保育施設(=認定こ ども園・幼稚園・保育所)
- ●地域型保育事業(=小規模 保育事業・家庭的保育事業・ 居宅訪問型保育事業・事業 所内保育事業)

### ◎地域子ども・子育て支援事業

- ●時間外保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 妊婦健康診查事業
- ●養育支援訪問事業

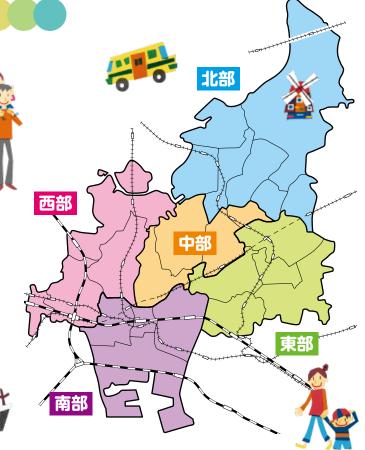
- 地域子育て支援拠点事業
- ●一時預かり事業
- ●病児保育事業
- ●ファミリー・サポート・ センター事業
- ●利用者支援事業

# **教育。保育提供区域**

船橋市では市内を5つの「教育・ 保育提供区域」に分けて、施策を 推進します。

# 教育・保育提供区域とは

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育 て支援事業の見込量や今後の計画を考え るにあたって、各自治体が、地域ごとの地 理的な条件や、人口、交通事情、その他 の条件を総合的に考え、自治体内に設定 する計画上の地域の区分けのことです。





# 区域ごとの量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果などから、量の見込みと確保方策を設定 しました。

# 認定(保育の必要性の認定)とは

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客 観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定 します。

### 【保育の必要性の認定区分】

1号認定:保育の必要性がない3~5歳の子ども 2号認定:保育の必要性がある3~5歳の子ども 3号認定:保育の必要性がある0~2歳の子ども

※なお、表の「2号認定(教育)」とは、保育の必要性があり、かつ幼児期の教育利用希望が強い子どものことであり、「2号認定(保育)」とは、それ以外の子どものことです。

# 南部地域の量の見込みと確保方策

平成31年度			
		量の見込み	確保方策
±//-	1号認定	1,651人	1,420人
教育	2号認定(教育)	159人	1,420人
:	2号認定(保育)	1,382人	1,642人
·   保   育	3号認定(0歳)	276人	285人
=	3号認定(1・2歳)	1,021人	1,047人
支地	時間外保育事業(延長保育事業)	391人	391人
援域	放課後児童健全育成事業	968人	1,030人
事子業と	地域子育て支援拠点事業	39,549人	4か所
部子	幼稚園における一時預かり事業	22,199人	22,199人
	保育所における一時預かり事 業(一時保育)	6,326人	9,000人
	病児保育事業	662人	1,000人

### 西部地域の量の見込みと確保方策

平成31年度			
		量の見込み	確保方策
±/h	1号認定	2,093人	2,680人
教育	2号認定(教育)	288人	2,000人
•	2号認定(保育)	1,501人	1,903人
保育	3号認定(0歳)	296人	379人
F	3号認定(1・2歳)	1,216人	1,240人
支地	時間外保育事業(延長保育事業)	440人	440人
(援事業(一部)(城子ども・子育で	放課後児童健全育成事業	1,033人	1,150人
	地域子育て支援拠点事業	41,441人	4か所
	幼稚園における一時預かり事業	37,417人	37,417人
	保育所における一時預かり事 業(一時保育)	8,930人	27,000人
(	病児保育事業	654人	1,000人

### 中部地域の量の見込みと確保方策

	平成31年度		
		量の見込み	確保方策
±/h	1号認定	910人	2,420人
<b>谷</b>	2号認定(教育)	81人	2,420人
教育・保育	2号認定(保育)	674人	1,089人
保容	3号認定(0歳)	94人	121人
Ħ	3号認定(1・2歳)	424人	562人
支地	時間外保育事業(延長保育事業)	174人	174人
援事業	放課後児童健全育成事業	476人	711人
業ど	地域子育て支援拠点事業	25,350人	5か所
<u></u> €	幼稚園における一時預かり事業		14,914人
	保育所における一時預かり事 業(一時保育)	2,790人	9,000人
(	病児保育事業	252人	2,000人

# 東部地域の量の見込みと確保方策

平成31年度			
		量の見込み	確保方策
±/h	1号認定	2,491人	3,610人
谷	2号認定(教育)	390人	
教育・保育	2号認定(保育)	1,031人	1,606人
保存	3号認定(0歳)	231人	359人
17	3号認定(1・2歳)	1,120人	1,159人
支地	時間外保育事業(延長保育事業)	348人	348人
援域	放課後児童健全育成事業	1,245人	1,278人
(援事業(一)	地域子育て支援拠点事業	53,310人	5か所
部字	幼稚園における一時預かり事業	53,641人	53,641人
	保育所における一時預かり事 業(一時保育)	6,365人	15,000人
	病児保育事業	538人	1,000人

## 北部地域の量の見込みと確保方策

平成31年度			
		量の見込み	確保方策
≠h	1号認定	1,363人	2,030人
谷音	2号認定(教育)	262人	2,030/
教育・保育	2号認定(保育)	1,007人	1,051人
保容	3号認定(0歳)	121人	156人
Ħ	3号認定(1・2歳)	433人	564人
支地	時間外保育事業(延長保育事業)	228人	228人
援域事業	放課後児童健全育成事業	742人	872人
援事業(一	地域子育て支援拠点事業	27,980人	4か所
部字	幼稚園における一時預かり事業	29,011人	29,011人
	保育所における一時預かり事 業(一時保育)	4,196人	6,000人
(	病児保育事業	262人	0人

子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・ センター事業、妊婦健康診査事業、利用者支援事業については、市全体を1区域として、量の 見込みと確保方策(実施体制)を設定します。



# 船橋市子ども・子育て会議

本計画の推進にあたっては、船橋市子ども・子育て会議において、事業等の実施状況の報告・進行管理を行います。

# PDCAサイクル

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行い、その推進を図ることとし、個別事業の進捗状況(アウトプット)と計画全体の成果(アウトカム)の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。









# 船橋市子ども・子育で支援事業計画

発行:船橋市 編集:健康福祉局 子育て支援部 子ども政策課 047-436-2796